

第1回 みんなでつくる自治基本条例検討委員会

(講演会)



日 時：平成22年9月22日（水）
① 14時～16時 ②19時～21時
（時間帯を選択できるように同様の内容で2回開催）
場 所：別海町役場 101・102会議室
講 師：NPO法人公共政策研究所 理事長 水澤雅貴 氏
出席人数：41名中 33名（2回合計）



次第

1 開会 総合政策課長

2 挨拶 別海町長 水沼猛

団体推薦および公募により委員を引き受けていただいたことに感謝いたします。地方分権の中、自己決定・自己実現による自治体運営や地域主権の確立が求められる中で、住民自治の拡充を図り意思を反映させるための仕組みづくりが求められています。多くの町民の視点からの町政運営、また、透明化を図り町民がいきいきと暮らせるようなまちづくりの実現のため、様々な制度を定める必要があります。別海町にふさわしい町政運営の原則・理念を定め、行政執行方針を明確にするために皆様のご助力を頂き、力を合わせて別海町自治基本条例を作っていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

3 講演 『自治基本条例とは何か？』… 詳細は説明会資料参照

1) 自治基本条例施行の現状

北海道における本条例の普及率は全国の平均よりも高い

最近の傾向として、町民と行政だけでなく**議会も含めた条例**を制定する必要性が高まっている

2) 今、起きていること

グローバル化の時代の中で生き抜いていくには、**地域ごとの特性**を活かし**多様な活動**の推進が必要⇒**地域の自己決定のルール、すなわち自治基本条例が必要**

3) 自治の主体

地域主権に対応した全ての主体の**役割を再定義し規定**する必要がある

公共（公＝行政の分野、共＝行政も町民も協働して担われるべき分野）などの**権利や義務についての規定**

の必要性

コミュニティという担い手の規定

4) 自治の仕組み

町民主体の自治の実現のためにも互いの**情報共有と町民の行政への参加**は**基本原則**となるもの
議会・行政運営も基本原則・理念に基づき行われなければならない

5) 生きた自治基本条例となるために

理念型の条例としない為、具体的な制度の規定を設け、体系化する（例. 情報共有、参加についてなど）

作って終わりではない見直し・評価も大切である。（その際の町民参加も重要）

行政としても、この条例が職員に浸透するよう研修等のプログラムの作成が必要

4 これまでの取り組みについて（総合政策課長より）

…ホームページ内「自治基本条例制定にむけた取り組み」他参照。次回開催は10月4日の週で予定。

5 質疑応答

①地域住民主権といった中、このような短期間のスケジュールでの検討は行政主導にならないか？

⇒この**条例の見直し**を通じて対応できると考えている。また、検討についても職員プロジェクトで策定した条例素案について検討していただくことを考えている為、**検討期間も確保できる**

②議会については本検討委員会においてやらないのか？

⇒**議会に関する条文も素案に含まれており、検討委員会においても検討していただく**

③自治基本条例は自治体が交付金を受けるために制定するものなのか？

⇒この条例により**情報共有や町民参加を明確にすることで、町のお金の使い方にも町民から意見を言う機会ができる**ということである

6 閉会 総合政策課長

